

令和 8 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和 8 年 8 月 10 日（月）10 時 00 分～12 時 20 分
開催場所		鹿児島合同庁舎第 2 会議室
出席者	公益委員（3 名）	川口俊一 松本俊哉 瀬口毅士（敬称略）
	労側委員（3 名）	上蘭哲也 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使側委員（3 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 労働力調査（令和 8 年 6 月分 総務省統計局） 2 毎月勤労統計調査地方調査月報（令和 8 年 5 月分 抜粋 鹿児島県） 3 鹿児島県内経済情勢報告（令和 8 年 8 月 鹿児島財務事務所） 4 県内企業・業況調査結果（令和 8 年 7 月 鹿児島銀行・九州経済研究所）	

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。ただいまから令和 8 年度第 3 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立などについて事務局より報告をお願いいたします。

○ 松下室長

おはようございます。本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名の合計 9 名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、7 名の傍聴の希望と報道機関 7 社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機いただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は有効に成立しているとのことですので、これから審議を始めたいと思います。

今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望される方がいらっしゃる

ます。公労使三者がそろって議論を行う場については公開としたいと思いますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者及び取材者入室、資料配付)

○ 川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

まずは、事務局から連絡事項等ございましたら、説明をお願いいたします。

○ 松下室長

本日の配付の資料につきましては、表紙裏面に記載のとおり、資料1から4までとなっております。

資料1は総務省発表の令和8年6月分の労働力調査結果、資料2は鹿児島県発表の鹿児島県の賃金・労働時間・雇用の動きについて令和8年5月分の毎月勤労統計調査結果を、それから、資料3は鹿児島財務事務所発表の令和8年8月の鹿児島県内経済情勢報告を、資料4は鹿児島銀行発表の県内企業・業況調査結果を付けさせていただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

ただいまの資料等につきまして、委員の皆様方、何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、議題の鹿児島県最低賃金の改正審議についての審議を進めてまいりたいと思います。

前回の第2回本専門部会において、労側からは89円引上げで1,115円、一方、使側からは41円引上げで1,067円の金額が提示されました。その後、公・労、公・使での二者協議を行いましたが、労使双方の意見には隔たりがあり、これ以上の審議が困難であると判断して、

前回の専門部会を終えたところであります。

前回、次回までに労使双方どれだけ歩み寄れるかなどを御検討いただくようお願いしたところであります。つきましては、まず、労側からその結果等の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

今回は、提示額を89円、総額で1,115円ということでしたが、その金額について追加資料で補足したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

開けてもらいまして、都道府県別の最低賃金ということで昨年度の全国の最賃額を出させてもらっております。鹿児島が1,026円で全国で下から2番目の位置にあるということで、この金額が実際の県の水準としてどうなのかというようなことを考えながら、説明したいと思います。

昨年度の最低賃金は目安額64円に9円上乗せしまして、73円というようなところではございましたが、地方審議会の結果、39県において目安を上回る金額の決定が昨年度行われたところでございます。引上額の全国平均は66円で過去最大で、最賃の全国加重平均は1,121円となっております。

全国平均に対して、鹿児島がマイナス95円。最高額の東京とはマイナス200円。そして、最低額、沖縄、宮崎、高知、この3県と比べた場合はプラス3円というところになっております。

また、ランクごとの比較では、Aランクの平均を見た場合に、マイナス164円。Bランクと比べた場合、マイナス44円。Cランクで比較しますと、Cランクの平均1,029円に対して、マイナス3円、最高額の大阪に対してはマイナス9円というような形になっております。

下にAランク、Bランク、Cランク、全国の、最高額、最低額、そして比較として説明した数字を入れさせてもらっております。

そして、地域間の格差を踏まえて、次のページがこの全国平均のCランクのみを特記した部分の金額になります。2016年度からの推移を示しております。

鹿児島の場合、2017年は表の最下位ということで、最下位が8県一緒だった。そして、2018年度は単独の最下位。2019年が最下位。同様に2022年が最下位で9県一緒というようなことでございました。直近でも下から2番目で、やはり下のグループのほうにランクをして

いるということです。

このＣランク内でも、現状の鹿児島県の立ち位置と、Ｃランクでの格差是正というようなこととで見ますと、昨年度が最高額の大分との差が1,035円、そして、最低額の沖縄・宮崎・高知が1,023円で格差が12円となっております。

2024年度の最高が957円、最低で951円で2024年度は格差が6円。2023年度の最高が900円、最低が893円で差が7円というようなことで、鹿児島県の金額がここ直近におきましても、同じＣランクの中でも、どんどんどんどん格差が広がっているというようなことになっております。

昨年は鹿児島県が下から２番目のグループ。そして、2024年、23年度は３番目のグループとなっておりますが、下の真ん中の表、最高額と最低額との差を直近で見てもらえれば、Ｃランクの中で鹿児島県と最賃額の差が、一番上が9円、一番下がマイナス3円。2024年度が最高額とは4円、そして、最低額とはマイナス2円。そして、2023年度が最高額と3円、最低額がマイナス4円です。

直近、Ｃランクの中でも鹿児島県は上のほうの大分との差が広がってきているというような実情にあります。

一番下の表。比較したときの県の県数で、鹿児島県の立ち位置として、昨年度が鹿児島県より金額の高いところが9県、低いところが3県。そして、2024年度が鹿児島県より上が4県、下が6県。そして、2023年度には鹿児島県より高いところは7県、そして、下が2県。

この現状を見ても、Ｃランクにおいて二極化というようなところの傾向が見られるのではないかなということと、額差が広がっているということで、最も高い大分と比べましても、昨年度で9円となっておりますが、2024年度とは1円しか変わらなかったものが昨年度におきまして大分差が広がった形になります。

この立ち位置、Ｃランク内の中で鹿児島県の立ち位置はこれでいいのかということで、実データを基に作成してみました。

次のページを開けてもらいまして、厚労省の令和7年賃金構造基本統計調査から、都道府県別の第5表、都道府県、産業別決まって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与及びその他特別給与額の表です。

鹿児島県は中小が多いというようなことで、規模計で5名から9名のところの集計を出しております。この表で見ますと、この表、色が黄色のところは鹿児島県、緑が全国、そして、Ｃランクは、青い色で示しております。

男女計で正社員のところだと、金額の低い順から並べておりますが、一番下の長崎で23万3,900円を柱にCランクがやはり固まっておりますが、この中でも鹿児島は全国で下から16番目に位置しているということです。

同じように、右側、男性を見た場合に鹿児島は21番目。女性の場合は、鹿児島は19番目というようなことで、国の賃金構造基本統計調査におきまして、最下位グループを争うような立ち位置に鹿児島の給与基準はなっていないということが分かるのではないかと思います。

右のページ5ページになっておりますが、こちらは同じように厚労省の賃金構造基本調査ですが、これは都道府県別の第1表、短時間労働者の表をまとめたものであります。

10人以上、ここは全規模計ですね。同じようにCランクは青い色をつけております。全規模計で見た場合も、鹿児島は15番目で1時間当たりの所定内給料は全規模で1,251円、中小と呼ばれる中小零細の基準で皆さんが言われる10人から99人というところは、一番低いところが1,114円に対して、鹿児島は30番目の1,303円。この金額が国の調査で出ていることになっております。

そして、隣の100人から999人というようなところで見ると、下から11番目で1時間当たり1,252円。隣の1,000人以上ですね、なかなか鹿児島は大きい企業があまりないということでございますが、ここでも1,180円というようなことです。

やはり鹿児島を見た場合、全体的にというよりも、中小の10人から99人というようなところで比較した場合に鹿児島は1,303円で、実際のもらっている金額は半ばよりも上のほうのランクにいる。鹿児島の最低賃金は全国で下から2番目ですが、実際のデータと比べてみると差が大きいというふうになっております。

このデータの鹿児島の立ち位置というようなところでいきますと、最下位グループを争うようなものではない。健康で文化的なというようなところを見ますと、大幅な引上げが必要ではないかと思っております。

次のページに移らせてもらいます。

これは当初から言っておりますが、鹿児島は離島も含んでおりますよと。離島ほど物価も高くて生活は厳しいというようなことです。

鹿児島県のホームページの物価情報というところで、県のホームページにありました県の平均な価格と本土、そして離島との平均価格でいきますと、プロパンガスが、本土計算で9,143円、離島が9,661円、ここでも518円離島のほうが高い。灯油に関しては、本土が2,269円、離島が2,838円でここも569円違う。高くなっております。

このエネルギー関係もですが、特に物価というような面で生活を直撃するのは食料品だと思います。中段の上あたりに米が載っておりますが、主食の米は本土で4,490円のところが離島だと平均で4,825円、335円高いというふうになっております。

また、食の米と並んで毎日飲んでいるであろう牛乳です。牛乳も本土が282円に対して、離島が325円ということで1本当たり43円高い。

これだけを見ても、本土と離島の金額の格差がありまして、離島のほうが物価高に苦しんでいることが、この表を見れば一目瞭然ではないのかなと思っております。

鹿児島は他の都道府県と違いまして南北に長い、そして離島を数多く含んでいるということでは、本土もですが離島の生活ということも考えていながら最低賃金も上げていかなければいけないのではないかなと思っております。

また、この離島から鹿児島県内へ、そして離島から福岡・東京・大阪へ人が流出するのを防いでいかないといけないと思っております。

次のページが新卒の初任給の実態の調査になります。これは鹿児島労働局のホームページにある新卒者の初任給情報で、4年から8年まで、中卒、高卒、短大卒、大卒別に載せております。

まず、上の表ですが、毎年初任給は確実に上がっていています。高卒を見てもえれば、昨年度は高卒の男子で9,000円です。すみません、表の一番左がちょっと空白になっておりますが、申し訳ございません。表の上のほうが男性、下が女性になっております。男性で9,000円女性でも同じく9,000円初任給は上がっているということです。右は前年対比ということで、パーセントで載せています。

実際、この新卒者の給料が時間単価にしてどのような金額になっているのかという表が下の表になります。労働時間と書いてありますが、これは鹿児島県の毎月勤労調査ですね、今回配られた中に5月度の金額も載っておりますが、これは昨年度、令和7年度の年平均、第5表の就業形態別労働者1人平均の時間より抜粋しております。

この時間が令和4年ですと年間154時間ありました。5年度が153.7時間、昨年度が151.7時間で、この労働時間を初任給で割ったものが下の表にあります。これで見た場合、中学の男子で昨年度が1,173円、中学の女子で1,081円。高校が男子で1,351円、同じく女子で1,318円という表になります。

そして、表の右側、最低賃金との差額ということで、短大、大卒の色は塗っておりませんが、中学、高校のほうは塗っております。昨年度の金額を見ても、昨年度、中学男子の卒業

生が時間換算した場合に147円高くなっております。下のほうの女子は55円高いという数字になっております。

やはり高卒と比較しても300円ぐらいの開きがあるということと、やはり学生アルバイトとなりますと、高校生、短大生、大学生などが多いとは思いますが、中卒と比較しても、各年度においても低いということで、先ほど説明しておりますが、中学卒業と比べても男子で147円、女子と比べても55円、最賃が低いということになっております。やはりこの金額の差も埋めていかなければいけないと思います。

最後のページになります。これは鹿児島大学の新聞から抜き取りました今年度の7月17日に発行された鹿児島大学新聞でございます。この一番見出しが「7月食品2500品目値上げ」です。一番大きくなっているのは、「深まる学生の生活苦」といことで、鹿児島大学の新聞に書いてあります。

今年は食品だけでも1万4,902品の値上げが1年を通じて予定されている。そして、左のほうに色をつけておりますが、「この値上げで、ただでさえ苦しい私たち学生や労働者の生活はさらに追い詰められていく」というようなことを書いております。

やはり、実際アルバイトをしている大学生の実情としてこの物価高というようなこともありますけど、ただでさえ苦しい私たち学生は、奨学金をもらっていたりだとか、その後、返さないといけないというようなこともあります。単刀直入に大学生が感じるのは生活苦というようなことで資料を提出させてもらいました。

今日、皆様方にお示しした資料を持ちながら、やはり物価高もですけど、前回、鹿児島県の連合のリビングウェイジによって、生活できるところが1,100円、それに物価高の影響も踏まえまして89円というような提示をさせてもらいましたが、今回、御説明させていただいたとおり、最低賃金の最低グループにいるような立場ではないという鹿児島県の全国的な立ち位置というようなところも考えて、全体の格差是正もですけど、Cランク内の格差是正というようなところも含めまして、大幅に上げる必要があるというようなことで、前回の提示額どおり89円というところ維持して、今後も審議したいと思います。

私からは以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。今の説明に関して、御質問とか御意見ございませんか。

○ 松本委員

公益の松本です。報告ありがとうございます。

4 ページ、5 ページの表、非常に興味深く拝見いたしました。特に、5 ページのほうの短時間労働者のそれぞれ規模別の全国平均ですが、女性のデータだけだと思うのですが、短時間労働者は男女比で見ると女性のほうが多いからという、そういう理由なののでしょうか。

それと、ちょっと不勉強で正確なデータの読み方は分らないのですが、この短時間労働者の中には最低賃金水準で雇用されている方というのも含まれていると理解してよろしいのでしょうか。

○ 白石委員

白石です。

私は含まれているとっております。この元データの賃金基本調査のほうの短時間計というようなところで、今、表示しておりますこの10人規模、100人以上ということが各報告で地方ブロックごとに一つのエクセルになって、シートごとに各県があるのですが、その中には男女計、男子、女子がございますけど、鹿児島でこの短時間のパートさんというように見えて女性のほうが多いのかなと、今回はその女性だけ抽出して出しておりますけど、男女一緒だとか、男性のというようにところもデータもあります。

私はその最低賃金近傍も入ってるのかなとっておりますけど、実際のデータが10人から99人というところで、9人未満のところを加味されていないのかなというようにところがございます。

あと、厚労省の資料なので労働局のほうでお分かりになれば。

○ 松本委員

ありがとうございました。

仮に、最賃水準のどれぐらいの割合を占めるか分かりませんが、含まれているとしたならば、それでも仮にCランクだけで見ても、鹿児島はこの間、低い水準にランクで見ると下のほうだと。最低賃金が低いという御指摘の一方で、短時間労働者で見ると、決してCランクの中では、特にこの10人から100人の規模の事業者で見ると、決して低くないと。

この辺りをどう理解、解釈されたいのかになって、ちょっと疑問に感じましたので、何かもし御意見があればお願いいたします。

○ 白石委員

私を感じたのは、この10人から99人というようなところではございますけど、やはり最低賃金近傍で働いている、最低賃金の近傍が最賃かける大体1.1というようなことで、その辺の金額で近傍の定義というようなところはなっていると思うのですが、やはり実際、最低賃金で働いている人たちのグループ。そのところで県内でも二極化というわけではございませんが、最賃で働くところとそれ以外のところでも開きがあるのかなと。であれば、この開きを縮めて、最低賃金のほうを生活で苦になっている人間のところをベースアップしていかないといけないのではないのかなと思っております。

○ 川口部会長

ほかにはございませんか。

どうぞ。

○ 岩田委員

使用者側の岩田です。

非常に興味深く資料を見させていただきましたが、この4ページと5ページの実態の賃金ですが、これは7年度のデータという理解でしょうか。4月1日から令和8年の3月31日までのデータという理解でよろしいのですか。

○ 白石委員

私が見たのは厚労省のほうの賃金基礎構造のe-Statのほうから抽出して、令和7年度の実績というところから拾っております。

○ 岩田委員

そうすると、恐らくですね、このデータというのは発効日の影響もかなり出ているというふうに感じています。鹿児島がそのCランクの中でも11月1日に発効日を、川口さんのリーダーシップの下で施行しましたので、その影響が大きく出て、こういうデータになっているというふうに私は感じていますけど、その辺はどうでしょうか。

○ 白石委員

発効日もありますけど、発効日も鹿児島だけではなくて、全国で一緒に最低賃金というような発効日のほうがされていますので、都道府県によって1か月、2か月違うというところがございますけど、全体的に見ればこの見方でいいのかなというふうには思っています。

○ 岩田委員

岩田です。

去年は、特にこの秋田が一番最低と出ていますけども、発行日が3月31日ですからこういうデータになると思うのですよね。ですから、去年、鹿児島はCランクの中では一番最初に発効しているというふうに私は記憶しておりますので、その辺をもう一度、御意見としていただければと思います。

○ 川口部会長

ほかにはございませんか。

すみません、私からも1点だけ。7ページのこの新卒の方の時給換算の仕方ですけど、この時給換算をするときの考え方が労働時間を実労働時間の150時間前後で割っていますが、ここはどんな考えになりますか。

私の基本的な考えだと、労働契約法とか最低賃金法の換算法であれば、恐らくここは171時間前後が来そうな気がするのですね。この150時間台が来たというのは何か。これも労働局の資料のままですか、それとも別の考えでされたのですか。

○ 白石委員

白石です。

すみません、別の考え方というか、本日配られた赤の第2表、本日の資料ですね。本日、労働局から提供がありました第3回の冊子の赤ラベルのほうの2番ですね。毎月勤労統計調査、これは多分県のほうから出ている資料で、今、労働局でお配りになられたのは令和8年度の5月分とありますが、これが平均で毎年6年分、7年分とかあります。その7年度分を開けてもらいまして、労働時間の動きというようなところが2ページにございます。

この2ページで説明しますと、令和8年度5月分のというようなところで、労働時間は規模5人以上で133.0時間、同年同月比、規模30人以上で142.5時間というふうに書いてありま

す。ここの数字から拾ったというようなことで、昨年度の時間が151.7時間だったということ、この時間で計算しております。

○ 川口部会長

了解しました。ただ、時給計算をするときの基本的な考え方というのは、実労働時間ではなくて、契約上の所定労働時間を持ってくるというのが一般的な原則論になるのではないかということです。ちょっとお聞きしたかったものは。

○ 白石委員

すみません、実労働でなくてですね。総実労働ではなく、所定内の労働時間というようなことで、この151.7だったと思うのですが。

この時間と大体173.8、法定労働時間で計算されてたりはするのですが、月給にした場合、法定労働時間は働いていないので時間換算した場合に違ってくるんじゃないのかなというふうに思っております。

○ 川口部会長

了解です。ただ、今、白石委員がおっしゃったのは、あくまでも実労働時間で割ったときの時給換算という考えでよろしいですね。

○ 上園委員

すみません、労働側の上園です。

先ほど岩田委員のほうから昨年の賃金構造基本調査については、秋田の発効日が遅れた関係でとおっしゃったのですが、賃金構造基本統計調査については、毎年6月30日の賃金を7月中に調査するという形になっているので、去年の最賃についてはこれに反映されていないと考えているところです。

○ 川口部会長

白石委員、もう時間の関係もありますので。

ただ、私の考え方とすれば、当然これは契約上の労働時間が来るべきであって、時給計算するときは。いろいろなところに、例えば労働局関係とかいろいろなところへ出すときには、

基本的には実労働時間で割るということはまずあり得ないです。

○ 白石委員

実労働で多分割ってないと思います。

○ 川口部会長

割ってないのですか。

○ 白石委員

はい。

○ 川口部会長

割ってなければよろしいです。これで割ったのかなと思ったものですから。

○ 白石委員

所定内労働時間のほうで。

○ 川口部会長

何百時間ぐらいになりますか、それは。

○ 白石委員

所定労働時間。

○ 川口部会長

ということは、この労働時間というのは、あくまでも単なる実労働時間がここに計上されたという考えでよろしいですか。

○ 白石委員

この実態調査という、ここの表現が私としてはまずかったのかなと。ですから、ここの労働時間というところは、実際のこの所定内の労働時間というようなことで計上しています。

○ 川口部会長

はい。後ほど精査した後、報告と説明等をされればよろしいかと思しますので、了解いたしました。

ほかにはございませんか。

○ 濱上委員

すみません、使用者側、濱上です。

先ほどから出ていますが、この賃金構造基本統計調査ですけれども、最賃とどういった相関関係があるのかというのがちょっと不思議に見ておりました。例えば10から99人の5ページを見てみましても、宮崎県さん、沖縄県さん、あるいは高知県さんも非常に高位、上に来ているわけですね。最賃が非常に低い県ではあるのだけれども高く来ていると。高知なんかは特に高いのですけれども。

だから、ここと何か最低賃金と相関関係があるのかどうか、ちょっとそこが分からないなというのがございます。

それと、先ほど離島の物価ということで6ページでも随分御説明いただきましたけれども、当然、消費者にとっても厳しいのですけれども、離島の事業者にとってもプロパンガス、灯油、ガソリン、軽油、非常に大変な苦悩になっているというのをよく聞きます。

企業物価指数というのが多分ずれてくるのかもしれませんが、消費者物価指数よりはかなり高い数字で出てきているというようなこともちょっと頭に入れておかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

それから、鹿児島の立ち位置ということをおっしゃるのですけれども、どうしてもやっぱり、鹿児島の経済環境というか、鹿児島の地域経済に基づいた形ですべきなのかなというふうには思いました。

そういった中で、前回は申し上げましたけれども、リビングウェイズが1,100円ということ、これが全国で一番下であったということ言えば、それはそれで消費者にとってはありがたい数字なのかどうか。そこあたりはもう1回お聞きしたいのですが、どのように認識していらっしゃるのか。

○ 白石委員

全国最下位というようなところもございましたけど、最下位のその金額にも、今、最低賃金が行き届いていないというようなところで、やはりそこを是正を図っていかないといけないのかなという考え方です。

○ 濱上委員

はい、分かりました。

一つお尋ねです。リビングウェイジには支払い能力、こういったのは特に勘案はされていないと見てよろしいでしょうか。あの法定3要素の生計費、賃金、それから、通常の事業の支払い能力というのが最低賃金ではそこを見なさいというふうになっていますが、連合さんが作ったこれは立派な指標だとは思うのですけれども、そこに通常の事業の支払い能力ということが勘案されているのかどうか、お聞きしたいのですが。

○ 白石委員

白石です。

勘案されてないと思います。物価とか分かりますけど、その企業の支払い能力まで把握できていない。最低限の生活を幾らでできるかということですので、やはり企業がどうのこうのというところでは関係ないと思っております。

○ 濱上委員

そういったデータでいいとは思うのですけれども、最低賃金には法律で支払い能力も見なさいというふうになっているわけですので、今、それを申し上げただけです。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。ほかにはございませんか。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

続きまして、使側のほうの報告をお願いいたします。

○ 濱上委員

濱上です。

特に、結論から言って、今日、引き上げられるデータは持ち合わせておりません。

前回41円という数字をお示しいたしました。昨年73円という最賃引上げがありました。あの後、九州経済研究所さんが今年度、8年度の最賃について許容できる引上げ幅について県内企業に調査をしていらっしゃるようです。

317社から回答があったようでございます。もちろん上げられる企業というのはあるのですが、このうちの15%の企業、大体47～8社になるのでしょうか、15%の企業がゼロ円。つまりこれ以上の引上げはできないということを昨年の73円引き上げた後の調査で、そういうふうに答えているということでございます。そういうデータがあるということでもあります。

前回41円を申し上げるときに、10円、20円でも厳しいという小規模事業者の声がある中で、罰則規定のある強制力を伴った最低賃金ではあるけれども、年に1回、制度として引上げを決めなくてはいけないというようなこともあって、非常に厳しい経営環境が続く中でも出した41円です。

この41円というのは4表の、これは法定3要素を総合的に表していると言われる数字であります。それは中賃の目安委員会でもきちっとしておりますけれども、その中から4表のということで、41円という数字を出しております。多くの小規模事業者の思いを感じながら、緊張感を持って審議に臨んでいるということをまずもって申し上げます。

それから、ちょっと気になるデータがありました。鹿児島の最新の有効求人倍率です。前回のこの部会でお示しいただきましたけれども、1.02倍という非常に、1倍はぎりぎり超えましたけれども、非常に低い数字です。

全国平均が1.18倍ということで、この1.02倍というのは全国で39番目、九州でも6番目ということであります。つまり求職は横ばいですが、求人が減少してきていると。つまり人件費の高騰、それから、もちろん企業にとっての物価の高騰等もあって、仕入コストの上昇などにより、雇用する余力が乏しくなっているということでもあります。

雇用の確保というのは企業の社会的責任ではあると思うのですが、非常に、このことがだんだんだんだんと厳しくなっているのではないかとそこが気になっております。

それから、もう1点、経常利益です。これもお示しいただいた日銀短観、2026年7月発表の短観の数字ですが、2025年の実績ということで言えば、全産業10.8%のプラスとい

うような数字が出ておりました。製造業が10.4プラス、非製造業は11.1のプラス。

ところが、2026年の計画ということで日銀短観に出ているのが全部黒三角になって、全産業がマイナス17.2、製造業が24.5、非製造業がマイナス12.3、製造業もマイナス24.5と。

要するに経常利益がマイナスに減っていくということは、その分、やはり支払い能力の余裕がなくなってくるというようなことであります。

ですので、本日、歩み寄れと言われましても、非常に厳しい数字しかお示しできませんので、引き上げられるデータを持ち合わせていないということでございます。

以上です。

○ 千代森委員

補足してよろしいでしょうか。使用者側の千代森でございます。

使用者側としましては、法定3要素のうち、企業の支払い能力を見る一つの参考データとして、鹿児島銀行、それから九州経済研究所——KERですね、今年1月下旬から2月上旬でしたけど、県内主要企業521社を対象に調査を実施した結果がありますので、皆さんと共有させていただければと思います。

令和8年度の賃上げ予定についての質問で回答企業は337社あったそうでございます。そのうち賃金予定を実施予定とした割合は70%。前年が66%ですので、やや上回っており、賃上げの努力は継続されているというふうに受け止めております。

ただし、上昇幅、賃金引上げ率の企業数割合を見ますと、最も多いのは2%から3%未満、これが26%。次いで、1%から2%未満25%、3%から4%未満20%、4%から5%未満17%の順となっております。1%から4%未満を合計しますと、70%になります。

今回の目安56円、これ引上げ率に換算しますと5.4%でございますが、5%以上を今回回答した企業は7%に過ぎなかったという結果が出ております。

しかも内容をいろいろ見ていきますと、賃金の改定要因としては、人材の定着確保が84%で最も多く、次いで、従業員のモチベーション78%、物価上昇への配慮61%となっておりますが、自社の業績改善は12%にとどまり、人手不足が深刻となっている中、業績の改善に関わらず賃上げを実施せざるを得ない、いわゆる防衛的賃上げが多いという実情があります。

それから、鹿児島市の消費者物価指数を前回この部会で配付していただきましたので、ちょっと見てみました。最賃審議でよく参考にされるのが持家の帰属家賃を除く総合でございますが、鹿児島市、昨年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均2.0%、引き続き

上昇局面にはありますが、前年同期、令和6年10月から令和7年6月までの平均は4.9%でした。それに比べると大きく低下しているという数字が出ております。

それから、中賃の目安小委員会では参考にしておりました頻繁に購入する品目、1か月に1回程度購入。それから、基礎的支出項目に関する消費者物価の指数については、都道府県別のデータはないということでございますが、鹿児島市の食料について見ますと、昨年10月から今年6月までの期間で見た場合は平均3.9%とはじかれています。

引き続き上昇局面にはございます。ただし、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均9.7%からは大きく低下しているところでございます。

昨年、一昨年の審議に引き続き、昨今の消費者物価の上昇を勘案する必要は十分に認識しております。しかし、中賃の目安委員会でも参考にしましたように、データに基づけば、鹿児島において、その上昇率は昨年よりは鈍化しているということも踏まえるべきではないかと思っております。

使用者側、前回提示しました4.0%、これは本県の中小企業・小企業者にとっては、決して低い額ではございませんが、先ほど紹介しました鹿児島銀行の数字、それから鹿児島市内の消費者物価指数等々のデータを見ますと、整合の取れる数字ではないかと思っておりますので、皆様にも共有させていただきたいと思います。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただいま使側から報告がございました。委員の皆さん、何か御質問、御意見等ございましたか。公益のほうはいかがですか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、一応、労側、使側からそれぞれ金額の説明等ございました。前回の部会の提案金額のそのまを一応維持するという方向性を示されております。

ということで、現時点における平場での御意見はある程度で出尽くされた感がありますので、ここで二者協議、公・労協議、公・使協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 川口部会長

それでは、別室にて二者協議を行います。二者協議は1階の第1会議室で行いますので、公労使の委員の方は移動をお願いします。もう一者の控室を1階の第3会議室とさせていただきます。傍聴者及び取材関係者の方々につきましては、このままこの第2会議室で待機していただいて構いません。公労使による三者協議を再開する場合は、改めてこの第2会議室で再開をいたします。

あと、この二者協議に入る前に委員間同士で協議をする時間が必要であれば、若干設けますけど、どうされますか。よろしいですか。それでは、二者協議に入りたいと思いますので、移動をお願いいたします。

<二者協議>

○ 川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

公・労、公・使、お互い二者協議において御意見等をお聞きしましたが、本日においては双方の意見に隔たりがあり、結審には至らないようでございますので、また、次回、お互いどれだけ歩み寄れるかを御検討いただき、改めて第4回専門部会に臨んでいただければと思います。

事務局から連絡事項等ありますか。

○ 二石室長補佐

次回は8月18日火曜日午前10時からの開催となります。会場は今日と同じこの会場になります。よろしくお願いいたします。

○ 川口部会長

それでは、予定どおり次回は8月18日火曜日午前10時から開催いたします。

議事録の署名人を指名いたします。

労側は白石委員、使側が瀧上委員、よろしくお願いいたします。

本日の専門部会はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。